労働安全衛生分野のリスクアセスメント に 関 す る 専 門 家 検 討 会 報 告 書 (案)

# 平成17年11月

労働安全衛生分野のリスクアセスメントに関する専門家検討会

## 目 次

1	労働安全衛生分野のリスクアセスメントに関する検討	3
	(1) はじめに	3
	(2)検討の経緯	3
2	法第二十八条の二第二項に基づく指針に盛り込むべき事項	4
	(1)趣旨	4
	(2)用語の定義	
	(3)適用等	
	(4)実施体制等	
	(5)実施時期	
	(6)実施手順	
	(7)対象の選定	
	(8) 入手する必要のある情報の内容	
	(9)危険性、有害性の特定	
	(10)リスク見積もりの方法	
	(11)リスク低減措置の必要性の判断	
	(12)リスク低減措置の検討	

## (参考資料)

資料1 「労働安全衛生分野のリスクアセスメントに関する専門家検討会」開催要項 資料2 参照条文

## 1 労働安全衛生分野のリスクアセスメントに関する検討

## (1) はじめに

近年生産工程の多様化・複雑化が進展すると共に、新たな機械設備・化学物質が 導入されるなど、事業場内に存在する危険性又は有害性が多様化しその把握が困難 になっている。

このような現状においては、法令に規定される最低基準としての危害防止基準を 遵守するだけでなく、企業が自主的に個々の事業場のリスクを評価し、その結果に 基づいて労働災害防止のために適切な措置を講ずるという手法を導入することが 必要である。

本検討会においては、労働安全衛生法第28条の2第2項に基づき、建設物等の 危険性又は有害性等の調査等が適切かつ有効に実施されるよう、その基本的な実施 事項について包括的に定める指針に盛り込むべき事項について検討を行った。

#### (2)検討の経緯

## 第1回 平成17年10月3日(月)

- ・ 検討会の目的・検討の進め方について
- ・ 指針案の論点について
- ・ その他

#### 第2回 平成17年10月25日(火)

- ・ 指針に盛り込むべき事項の検討
- ・ その他

## 第3回 平成17年11月18日(金)

- ・ 業界団体に対するヒアリング結果報告(※)
- ・ 第2回検討会結果及び業界団体ヒアリングを踏まえた指針最終原案の検討
- ・ その他
- ※ 業界団体ヒアリングは平成17年11月10日(木)~16日(水)に実施

## 2 法第二十八条の二第二項に基づく指針に盛り込むべき事項

労働安全法第28条の2第2項に基づき、厚生労働大臣が公表する指針については、 以下の事項を盛り込むべきである。

## (1) 主旨

- ○基本的事項として、以下の事項を盛り込むべきである。
- ・ 近年生産工程の多様化・複雑化が進展すると共に、新たな機械設備・化学物質が 導入されるなど、事業場内に存在する危険性又は有害性が多様化しその把握が困 難になっていること。
- ・ このような現状においては、法令に規定される最低基準としての危害防止基準を 遵守するだけでなく、企業が自主的に個々の事業場の建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務(以下、「建設物等」という。)に起因する危険性又は有害性(以下単に「危険性又は有害性」という。)等 を評価し、その結果に基づいて労働災害防止のために適切な措置を講ずるという 手法を導入することが必要であること。
- ・ これらをふまえ、本指針は、労働安全衛生法第28条の2第2項に基づき、建設物等の危険性又は有害性等の調査等が適切かつ有効に実施されるよう、その基本的な実施事項について包括的に定め、事業者による自主的な安全衛生活動への取組みを促進することを目的とすること。
- 〇詳細事項として、以下の事項を盛り込むべきである。
- ・ 本指針でいう「危険性又は有害性」とは、いわゆる「ハザード」(hazard)を意味するものであること。
- ・ 本指針でいう「危険性又は有害性等の調査」は、危険性又は有害性に関する情報 を入手して、危険性又は有害性の種類及び程度を特定し、それらによるリスクを 見積もり、かつ、その結果に基づき、リスクを低減するための措置を検討するこ とをいうこと。

(以下略)

「労働安全衛生分野のリスクアセスメントに関する専門家検討会」開催要項

## 1 目的

本検討会は、これまで策定されてきた「機械の包括的な安全基準に関する指針」、「化学物質等による労働者の健康障害を防止するため必要な措置に関する指針」等をふまえ、事業場におけるリスクアセスメントを適切かつ有効に実施するための包括的な指針策定のために必要な事項を調査審議することを目的とし、各分野の専門家により検討を行うこととする。

## 2 検討内容

- (2) リスクアセスメント関連用語の定義
- (3) リスクアセスメントの実施時期
- (4) リスクアセスメントに関して入手する必要のある情報の内容
- (5) リスクアセスメント対象の選定基準
- (6) ハザードの類型
- (7) ハザードの深刻さ(ひどさ)の評価に当たって配慮すべき事項
- (8) 発生可能性の評価に当たって配慮すべき事項
- (9) リスク見積もりの方法
- (10) リスク見積もり時に配慮すべき事項
- (11) リスク低減の必要性の判断(リスク評価)基準(リスク低減目標)
- (12) リスク低減措置の検討に当たっての留意事項
- (13) その他(リスクアセスメント実施者、品質管理等)

## 3 その他

- (1) 本検討会は安全衛生部長が招集する。
- (2) 本検討会には座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- (3) 本検討会には、必要に応じ、別紙参集者以外の有識者の参集を依頼することができるものとする。
- (4) 本検討会は、原則として公開とすることとするが、検討に当たり、企業の ノウハウ等に係る個別事案を取り扱う際には非公開とする。
- (5) 本検討会の事務は、安全衛生部安全課において行う。
- (6) 本検討会は必要に応じて関係者からヒアリングを行うことができる。

## 「労働安全衛生分野のリスクアセスメントに関する専門家検討会」参集者名簿

氏 名

役 職 等

京都大学大学院教授

うめざき しげぉ 梅 崎 重 夫

独立行政法人産業安全研究所 主任研究官

<sup>こばやし</sup> やすぁき **小 林 康 昭** 

足利工業大学教授

すぎもと のぼる **杉 本 旭** 

北九州市立大学教授

たむら しょうぞう 田 村 昌 三

横浜国立大学教授

みゃがわ むねゆき 宮 川 宗 之

独立行政法人産業医学総合研究所 研究企画官

の向 殿 政 男

明治大学教授

毛利労働安全衛生コンサルタント事務所所長

( ○は座長 )

(敬省略 五十音順)

## 参照条文

○ 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年11月2日法律第108号)

## (事業者の行うべき調査等)

- 第28条の2 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。ただし、当該調査のうち、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係るもの以外のものについては、製造業その他厚生労働省令で定める業種に属する事業者に限る。
- 2 厚生労働大臣は、前条第1項及び第3項に定めるもののほか、前項の措置に関して、 その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。